

今月のトピックス

【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】



未来の健康は定期健診から(健康診査・歯科健康診査/人間ドック助成)

大阪府後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度の被保険者に対して各種保健事業を実施しています。

健康診査

1回限り無料

受診に必要な「健康診査受診券」を、4月下旬から5月上旬(年度中に75歳になる方には、誕生月の翌月)にお送りします。人間ドックを受診された方は、健康診査を受診する必要はありません。

内容 糖尿病や高血圧症等の生活習慣病、加齢に伴う心身の衰え(フレイル)などのチェック

期限 令和9年3月31日

申込 広域連合が指定する医療機関等にお問い合わせください。



歯科健康診査

1回限り無料

義歯を使用中の方も積極的に受診してください。4月下旬から5月上旬に「歯科健康診査のお知らせ」をお送りします。年度中に75歳になる方には、誕生月の翌月にお送りします。

内容 歯と歯肉の状態、口の機能のチェック

期限 令和9年3月31日

申込 広域連合が指定する医療機関等にお問い合わせください。



人間ドック助成(費用の一部助成)

費用の助成を受ける際は、人間ドックを受診し、いったん費用全額を自己負担した後に申請してください。

対象 人間ドックを受診した費用の一部(公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目表の「必須項目」を満たすもの)

助成額 上限26,000円(年度中1回まで)

申請先 2階20番 保険年金(保険) ☎06-4394-9956

- 持ち物
- 受診した人間ドックの領収書
 - 検査結果通知書一式(コピー可)
 - 本人確認書類
 - 口座情報のわかるもの
 - 印鑑*

*申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者をご自身で記入されない場合のみ必要



詳しくはこちら

持ち物

- (1)マイナ保険証 または 資格確認書
- (2)健康診査受診券(歯科健康診査は不要)



次の方は対象外です。退院・退所など事情に変更がありましたら、お問い合わせください。

- (1)病院または診療所に6か月以上継続して入院中の方
- (2)特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している方

【問合せ】大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06-4790-2031 FAX06-4790-2030 ※(月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:30)

暮らし・各種手続き

固定資産(土地・家屋)の価格等に関する縦覧を行います

土地または家屋の固定資産税の納税者の方は、所有されている土地・家屋と同一区内の他の土地・家屋の価格等が記載された「縦覧帳簿」を縦覧できます。(資産のある区の縦覧帳簿に限ります。)

縦覧の際は、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)または納税通知書を持参してください。代理人の場合は、代理権限授与通知書、委任状などの委任の旨を証する書類が必要です。

期間 4月1日(水)～30日(木) ※土・日・祝日を除く 9:00～17:30(金曜日は9:00～19:00)

実施場所 資産のある区を担当する市税事務所



詳しくはこちら

【問合せ】 弁天町市税事務所 固定資産税グループ ☎06-4395-2957(土地) 2958(家屋) FAX06-7777-4505 平日9:00～17:30(金曜日は9:00～19:00)

固定資産税・都市計画税(第1期分)納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は、4月30日(木)です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆さまのために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期限内の納付をお願いいたします。



詳しくはこちら



●固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について 【問合せ】 弁天町市税事務所 固定資産税グループ ☎06-4395-2957(土地) 2958(家屋) FAX06-7777-4505 平日9:00～17:30(金曜日は9:00～19:00)

●固定資産税(償却資産)について 【問合せ】 船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ ☎06-4705-2941 FAX06-4705-2905 平日9:00～17:30

令和8年4月から子ども・子育て支援金が従来の保険料に加わります

令和8年度から、「子ども・子育て支援金制度」が始まります。国民健康保険において従来の医療分、後期高齢者支援金分、介護分に加えて、子ども・子育て支援金分が保険料に加わります。また、後期高齢者医療制度においても従来の医療分に加えて、子ども・子育て支援金分が保険料に加わります。「子ども・子育て支援金制度」は、子ども・子育て支援施策に係る財源の一部に充てるため、医療保険の被保険者や事業主の方々を含む全世代から医療保険料とあわせてお支払いいただく仕組みとなっています。



【問合せ】 保険 2階20番 ☎06-4394-9956

以下は広告スペースです。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

Large empty rectangular area for advertisements.